

## 育児休業を取得してみませんか？

当法人では、男性の育児休業取得を促進するため、対象となる男性職員に対して個別に育児休業の制度の説明、取得に向けた面談を行っています。

### 男性でも育児休業って取れるの？

当法人の規定では育児休業は原則1歳の誕生日の前日まで(※)取得することができます。もちろん男性も育児休業の対象です！

※対象年齢が1歳2ヶ月までの特例もあります。さらに、保育園に入所できない等の特別な事情があれば最長2歳に達するまで延長できます。

(詳細は就業規則及び育児・介護休業規程)

### ☆育児休業中の賃金や待遇について

「育児休業を取得すると給料が減るし。。。」と思っている男性職員も多いのでは！

当法人では妻が出産するとき、出産予定日又は出産日を含む2労働日は特別休暇を取得できます。

それ以降も、育児休業給付金により6か月は賃金の67%（以降は50%）の補填が受けられます。さらに、育児休業期間中は社会保険料負担も免除され、色々なサポートがあります。

また、育児休業復帰後は休業前と同じポスト（給料も同じ）で勤務していただきますので、安心して育児休業が取得できます。

### 「育児休業を取得してみようかな」と思ったら！

まずは事務局総務部（内線 10）にご連絡下さい。具体的な日程調整を行い、手続きに必要な書類等をお渡しします。

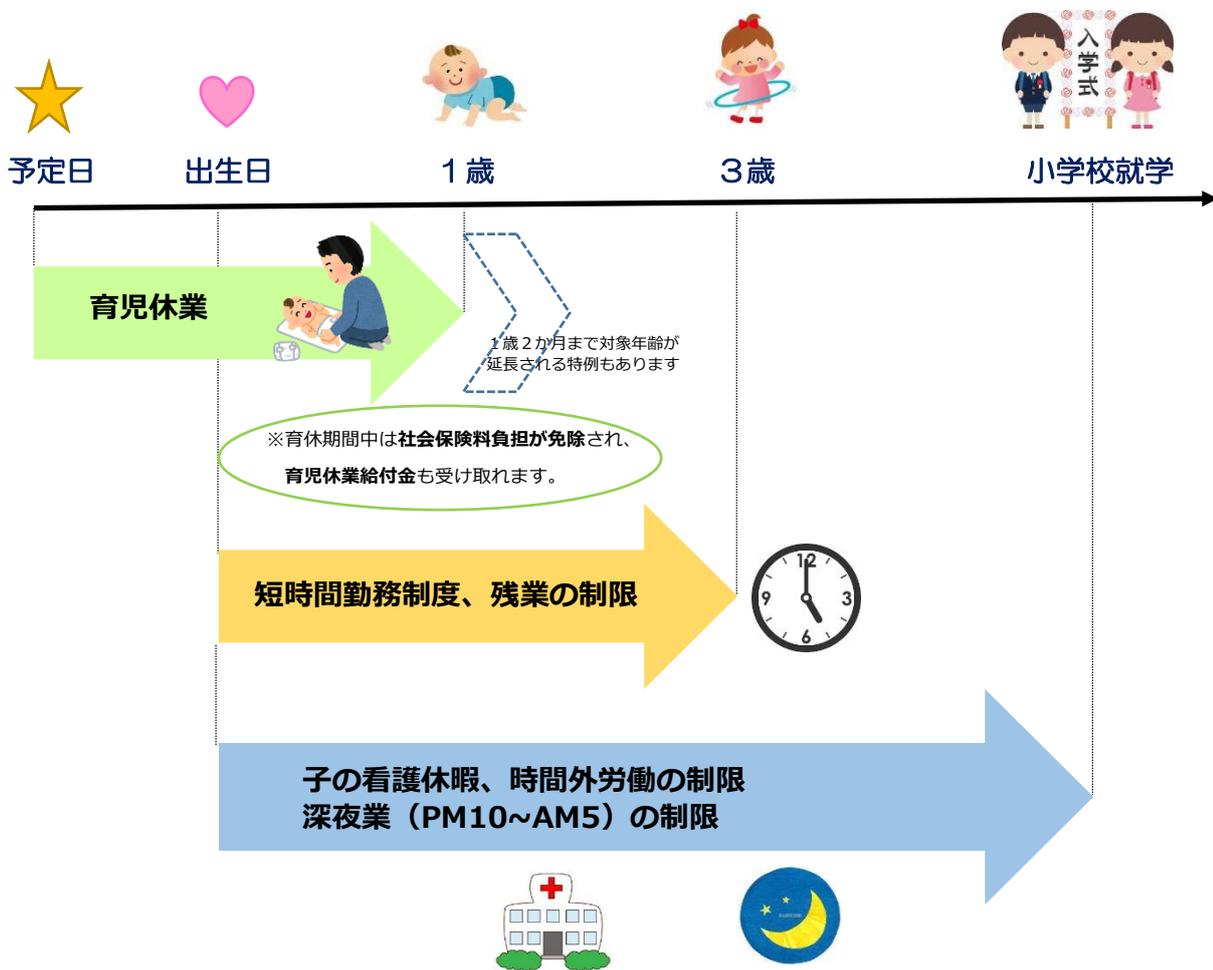
興味はあるけど取りづらい、

直属の上司に対して事務局総務部から説明を行います。法人全体でバックアップしますので、安心して育児休業の取得を検討下さい！

育児休業の他、育児のために男性でも利用できる制度は？

男性でも育児のために利用できる制度は沢山あります！

※対象者の詳細については当法人の規定もあわせて確認いただき、不明な点があれば事務局総務部（内線 10）までご相談下さい。



<担当>事務局総務部 森田 武  
(内線：10)